

# 令和3年7月は「収入申告書」の提出月です!!

7月末日までです!お忘れなく



「収入申告書」は、みなさまの収入や世帯の状況に応じて、翌年度の家賃を決めるための重要なものです。そのため、収入や世帯状況を確認するために、みなさまには毎年、収入申告書を提出していただかなければなりません。

## 収入申告から家賃決定の流れ

<p><b>7月初旬</b></p> <p>管理会社から収入申告書の用紙等を配布します。世帯全員の住民票や令和3年度所得証明書などの収入を証する書類を市町村役場や勤務先などでお求めください。</p>	<p><b>7月末日まで</b></p> <p>記入した収入申告書に必要書類をそろえて、管理会社に提出してください。</p>	<p><b>8月以降</b></p> <p>提出していただいた収入申告書などにより、みなさまの家賃の計算を行います。世帯全員の1年間の合計所得から控除するものを引いて(表A)、12ヶ月で割った金額「政令月収」(表B)で家賃が決まります。</p>	<p><b>来年2月中旬</b></p> <p>収入認定通知書にて4月からお支払いいただく家賃の額をお知らせします。</p>
---	--	--	--

**注意** 収入申告書及び関係書類を提出しないと今の家賃の2～3倍になる方もいます。必ず期限内に提出してください。

控除対象	条件	金額
同居者及び別居扶養者	名義人を除く同居者、別居扶養者の数	38 万円
老人扶養親族	70 歳以上である扶養親族	10 万円
特定扶養親族	16 歳以上 23 歳未満である扶養親族の数	25 万円
障がい一般	身体 3 級～6 級、精神 2 級～3 級、療育 B、C	27 万円
障がい特別	身体 1 級～2 級、精神 1 級、療育 A	40 万円
ひとり親	配偶者のいない方で生計を一とする子(所得が48万円以下)を有し、合計所得金額が500万円以下	上限 35 万円
寡婦	要件については管理会社にお問い合わせください。	上限 27 万円

分位	政令月収	家賃
1	0～104,000	築年数や部屋タイプで異なります。
2	104,001～123,000	
3	123,001～139,000	
4	139,001～158,000	
5	158,001～186,000	
6	186,001～214,000	
7	214,001～259,000	
8	259,001～	

※青葉（改良住宅）や、生目台北団地の特定公共賃貸住宅はこの計算方法ではありませんのでご注意ください。

第 37 号

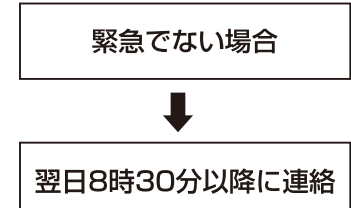
# 県住新聞

発行者

県営住宅指定管理者  
一般社団法人  
宮崎県宅地建物取引業協会  
住宅管理課

時間外の  
緊急連絡は  
**真に緊急**  
の場合のみに!!

「テレビが映らない」  
「共同灯がつかない」  
などの真に緊急でない場合は翌日8時30分以降の連絡にご協力をお願いします。緊急と判断できない場合は、緊急対応ができませんのでご了承ください。



## 収入申告なんでも相談ダイヤル

<p><b>住宅管理部</b> 宮崎市昭和町86番地2 TEL.0985-22-8141</p> <p><b>0120-947-208</b> (通話料は無料)</p>	<p><b>県南支部</b> 都城市宮丸町3094番地 TEL.0986-36-4630</p> <p><b>0120-947-318</b> (通話料は無料)</p>
--	--

## 家賃・駐車場使用料のお支払いは便利な口座振替で

家賃、駐車場使用料は必ず期限内にお支払いください。

**手続きの流れ**

宮崎県営住宅使用料等 口座振替依頼書に必要事項を記入・押印 → 金融機関へ提出 → (宮崎県控)を 地区管理会社へ提出

なお、引落日は毎月月末(月末が金融機関休業日の場合は翌営業日)です。残高が不足している場合は引き落としができませんので、振替不能となった家賃等につきましては、地区管理会社へご連絡いただくか、もしくは、後日お知らせと共に送付する納付書によりお納めください。

**家賃を滞納すると**

家賃を滞納すると、連帯保証人にも支払いの請求がある場合があります。また、場合によっては住宅を退去しなければなりません。必ず期限までにお支払いください。

## 住居確保給付金のご案内

休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれが生じている方々について、原則3ヶ月、最大9ヶ月、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。



**申請できる方は**

- 離職・廃業から2年以内の方
- 休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがある方  
その他個別の要件等があります

申請のご相談は最寄りの自立相談支援機関まで

<https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>

スマートフォン・タブレットはこちらから